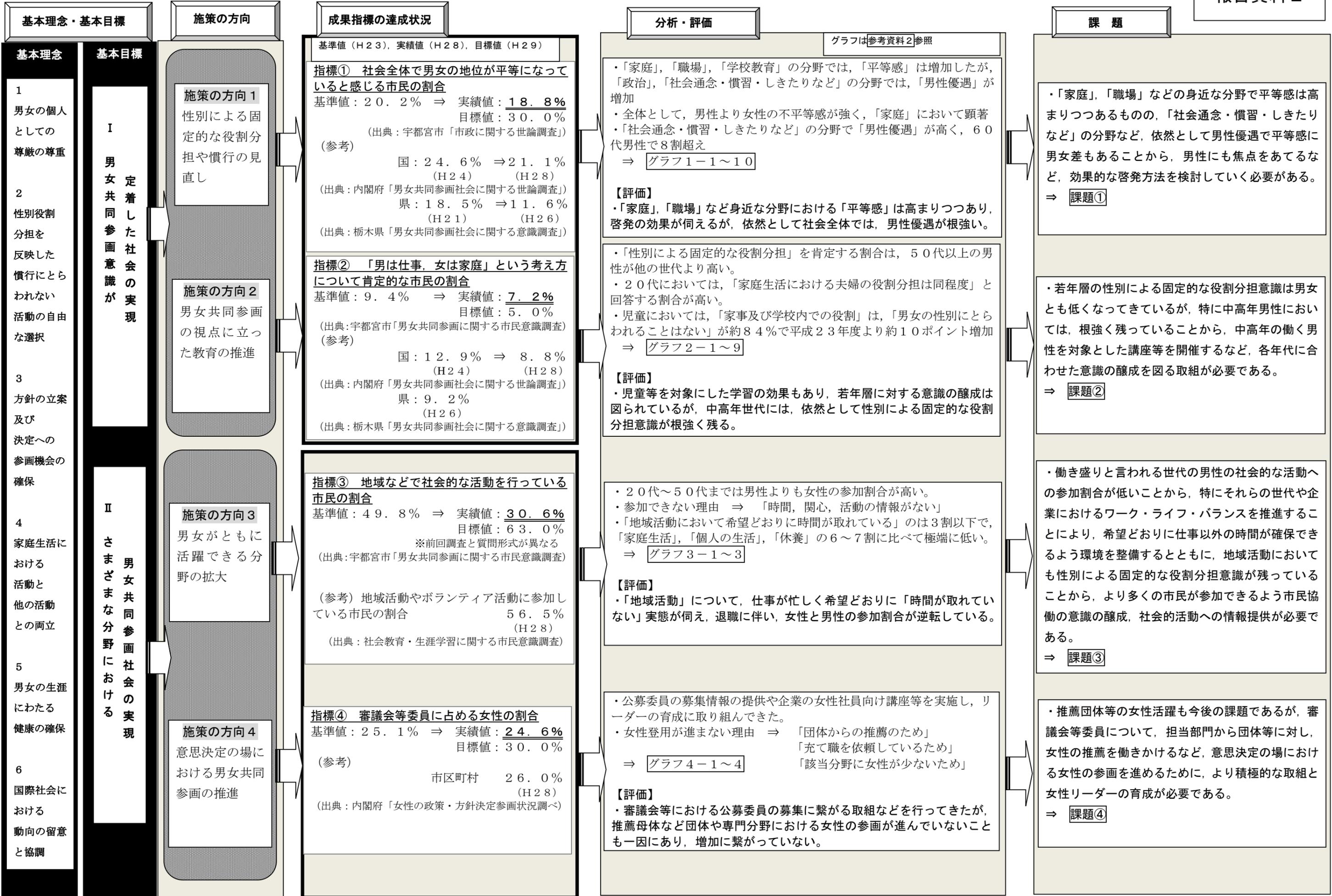


「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」の評価と課題について



「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」の評価と課題について



基本理念・基本目標

基本理念

- 1 男女の個人としての尊厳の尊重
- 2 性別役割分担を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択
- 3 方針の立案及び決定への参画機会の確保
- 4 家庭生活における活動と他の活動との両立
- 5 男女の生涯にわたる健康の確保
- 6 国際社会における動向の留意と協調

基本目標

II **さまざまな分野における男女共同参画社会の実現**

III **男女が互いに人権を尊重し大切にす社会の実現**

施策の方向

施策の方向5

仕事と生活が充実し好循環（ワーク・ライフ・バランス）を生み出す環境づくり

施策の方向6

男女間におけるあらゆる暴力の根絶

施策の方向7

性に対する理解促進と生涯を通じた男女の健康支援

成果指標の達成状況

基準値（H23）、実績値（H28）、目標値（H29）

指標⑤ 結婚や出産・育児にかかわらず、ずっと職業を持ち続けている女性の割合

基準値：25.8% ⇒ 実績値：27.8%
目標値：29.0%
(出典：宇都宮市「男女共同参画に関する市民意識調査」)

指標⑥ 出産・育児後、再就職できている女性の割合

基準値：39.5% ⇒ 実績値：32.5%
目標値：46.0%
(出典：宇都宮市「男女共同参画に関する市民意識調査」)

指標⑦ 『仕事』と『家庭生活』と『個人・地域の生活』のすべてを優先できている市民の割合の理想と現実の差

基準値：30.9% ⇒ 実績値：32.4%
目標値：12.0%
(出典：宇都宮市「男女共同参画に関する市民意識調査」)

	<理想>	<現実>	<理想と現実の差>
本市	34.4%	2.0%	32.4%
国	15.4%	5.3%	10.1% (H28)
県	13.1%	5.0%	8.1% (H26)

(出典：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」)
(出典：栃木県「男女共同参画社会に関する意識調査」)

指標⑧ 過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けたことのある女性の割合

基準値：15.9% ⇒ 実績値：18.3%
目標値：0%に近づける
(出典：宇都宮市「男女共同参画に関する市民意識調査」)

(参考) 国：37.0%
(配偶者にこの1年間で被害を受けた経験) (H28)
(出典：内閣府「男女間における暴力に関する調査」)

指標⑨ パートナー（配偶者や恋人など）が、自分の健康状態について理解していると思う市民の割合

基準値：62.3% ⇒ 実績値：58.9%
目標値：78.0%
(出典：宇都宮市「男女共同参画に関する市民意識調査」)

分析・評価

グラフは参考資料2参照

・指標⑤、⑥について、「就業継続型」が増加
・女性の年齢階級別労働力率をみると、子育て期の30代の女性の労働力率が落ち込む「M字カーブ」は、5年前に比べ数値は改善
・女性が退職する時期は、「結婚」「妊娠・出産」で、その理由は、「仕事と家事・育児・介護の両立が難しい」の回答が最も多い。
・現在、無職の20～30歳代の女性の半数が「今後、働きたい」と回答
・女性の再就職に必要なことは、「夫の理解や家事・育児などへの参加」
・男性が育児休業を取得しづらい理由は「職場の雰囲気」
⇒ **グラフ5-1～7**

【評価】
・女性の就業継続において改善が見られるものの、「仕事と家事・育児の両立困難」を理由とする退職は未だに多い。また、退職した女性が再就職するためには、夫の理解や家庭参画が求められている。

・ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度は全国と比較して高い。
・理想では、「全てを優先したい」という市民の割合が高い。
・現実では、男性の約5割が「仕事を優先する」
・ワーク・ライフ・バランスを実現するため企業に必要な取組は、「管理職の意識改革」、「育児・介護休業制度の取りやすさ」の割合が高い。
⇒ **グラフ5-8～12**

【評価】
・ワーク・ライフ・バランスの理解が進み、理想も高い。本市の市民は現実として、「仕事を優先している」割合が高く、理想と現実のギャップを感じており、希望どおりのバランスが取れていない現状が伺える。

・言葉としてのDV認知度が、国や県より高く、精神的・経済的暴力などの割合が増加
・DV被害者が誰にも相談しなかった理由は「自分さえ我慢すればやっつけられると思った」の割合が最も多く、増加
・DV等を防止するために必要なことは、「相談窓口の周知」が約7割
・相談先として「公的機関の相談窓口」は増加しているが、約2割
・本市のDVの相談件数は減少
⇒ **グラフ6-1～12**

【評価】
・学生等も含め、DVなどの啓発に取り組んできた結果、認知度が高まり、精神的・経済的暴力などもDVであると認識するようになってきたが、被害を受けても相談できずに抱えている女性は減少していない。

・60代以降の男性は、パートナーに理解してもらっていると認める割合が高く、40代の女性は、パートナーに理解してもらっていないと認める割合が高い。
⇒ **グラフ7-1**

【評価】
・40代の女性はパートナーに理解してもらっていないと認める割合が高いなど、世代間でバラつきが生じている。

課題

・女性の就業継続は、増加傾向にあるものの、仕事と家事、育児・介護の両立が課題となっていることから、保育サービスの拡充など、両立の可能な環境整備とともに、男性の家庭参画促進のための男性の意識醸成や、働き方改革など職場環境の改善に向けた支援が必要である。
⇒ **課題⑤**

・本市の市民がワーク・ライフ・バランスの理想を高く持ちながら、現実には「仕事」を優先していることから、希望どおりのワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、管理職の意識改革や長時間労働の見直し、育児・介護等休業制度の取得しやすい職場環境づくりなど事業所における取組を促進させる方策が必要である。
⇒ **課題⑥**

・DVの相談件数は減少しているものの、被害を受けても相談せずに我慢をしている実態が伺えることから、相談窓口を広く周知し、一人で問題を抱え込まないよう更なる啓発に取り組むとともに、相談から自立までの切れ目ない支援の充実を図っていく必要がある。
⇒ **課題⑦**

・性差に応じた正しい理解を促進するため、学生等に焦点を当てていた啓発の対象を広げ、性や健康についての理解促進を図るとともに、男女の生涯にわたる健康支援として、ライフステージや身体的特性に応じた支援が必要である。
⇒ **課題⑧**

「(仮称) 第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」策定に向けた課題

I 国、県、社会の動向

1. 国の動向
(1) 第4次男女共同参画行動計画の策定(H27年12月)
【強調している視点】

- ・男性中心の労働慣行の変革
- ・多様な働き方の普及
- ・防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入
- ・女性に対するあらゆる暴力の根絶

(2) 女性活躍推進法の施行(H27年9月)
基本指針の中で、行政に求めるもの

- ・事業主の取組に対する支援
- ・女性に対する支援措置、職業生活と家庭生活の両立に必要な環境整備
- ・女性の職業生活における活躍の推進に資する制度改革の加速化

(3) 働き方改革実行計画の策定(H29年3月)

多様で柔軟な働き方が可能となり、誰もが生きがいを持って能力を発揮できる社会の実現

2. 県の動向

とちぎ男女共同参画プラン(4期計画)、栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画の策定(H28年3月)

- ・とちぎ男女共同参画プランでは、「困難を抱える女性等への支援」を新たに設定

3. その他の動き

(1) 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・JKビジネス」問題等に関する緊急対策(H29年4月)の取りまとめ

- ・児童・生徒に対する被害防止のための教育・啓発

(2) 「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」の決定(H29年4月)

- ・被害防止等に向けた啓発

(3) 性的少数者の方々に対する理解と支援の促進

- ・セクハラ指針が改定(H26年7月)
⇒ 同性間の言動も該当
- ・「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対する具体的な配慮事項などの通知」(H28年4月通知)
- ・地方自治体におけるいわゆる「パートナーシップ条例」等の制定、LGBT支援宣言
⇒ 渋谷区ほか

II 本市の現状

1. 人口推移等の状況

■生産年齢人口の推移

328,489人(2015年) ⇒ 238,490人(2050年)
(出典:政策審議室調べ)

■老年人口比率

・老年人口の高まりに伴い要介護認定者数も増加
7.5%(S55) ⇒ 23.0%(H27)
(出典:総務省 国勢調査)

■要介護認定者数

6,742人(H12) ⇒ 19,660人(H28)
(出典:高齢福祉課調べ)

■生涯未婚率

男性 5.0%(H2) ⇒ 22.5%(H27)
女性 3.8%(H2) ⇒ 11.7%(H27)
(出典:総務省統計局「国勢調査」)

2. 男性の家庭参画状況

■民間事業所の男性の育児休業取得率

4.8%(H24) ⇒ 5.8%(H27)
(参考)国 1.9%(H24) ⇒ 2.7%(H27)
(出典:宇都宮市・宇都宮商工会議所・うつのみや商工会「平成27年度労働条件実態調査報告書」、厚生労働省「雇用均等基本調査」)

■男性の家事、育児参加状況【栃木県】

育児 41分 家事 14分
(参考)国 育児 39分 家事 12分
(6歳未満の子供がいる夫の一日の平均時間)
(出典:総務省 平成23年社会生活基本調査 生活時間に関する結果)

3. 就労や意思決定の場での女性の参画状況

■女性の年代別労働力率(いわゆるM字カーブ)の状況

M字の左のピーク(20代後半)とM字の底(30代)の値の差
11.5ポイント(H22) ⇒ 10.7ポイント(H27)
全国平均 8.7ポイント(H27)
(出典:総務省国勢調査)

■女性の就業継続年数

11.1年(H21) ⇒ 12.4年(H27)
(参考)男性 14.2年(H21) ⇒ 14.4年(H27)
(出典:宇都宮市・宇都宮商工会議所・うつのみや商工会「平成27年度労働条件実態調査報告書」)

■女性の平均初婚年数

28.2歳(H18) ⇒ 29.5歳(H27)
(出典:宇都宮市統計書)

■自治会長に占める女性の割合

3.8%(H24) ⇒ 4.6%(H28)
(参考)市町村 4.4%(H24) ⇒ 5.2%(H28)
(出典:女性の政策・方針決定過程への参画状況)

■防災会議に占める女性の割合

2.2%(H26) ⇒ 6.5%(H28)
(参考)市町村 7.1%(H26) ⇒ 8.0%(H28)
(出典:女性の政策・方針決定過程への参画状況)

■行政の分野における女性管理職の登用

5.9%(H23) ⇒ 10.8%(H28)
(参考)市町村 10.4%(H23) ⇒ 13.5%(H28)
(出典:内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

4. あらゆる暴力

■栃木労働局に寄せられたセクハラ・マタハラ相談件数【栃木県】

セクハラ 35件(H25) ⇒ 179件(H27)
マタハラ 35件(H25) ⇒ 62件(H27)
(出典:栃木労働局調べ)

■自立支援事業の参加者数

延226人(H24) ⇒ 延305人(H28)
(出典:女性相談所調べ)

5. 女性活躍に係る事業所の取組状況(事業所意識調査結果から)

■ポジティブアクション(女性を積極的に採用することなど)についての措置や「子育てや介護と仕事の両立について、勤務時間の短縮等を実施している」事業所は、5割前後となり、中小事業者にも浸透しつつあることが伺えるが、ワーク・ライフ・バランスについては、「取り組むつもりがない」、「今後取り組みたい」と回答した事業所が6割あるなど、様々な視点から、働き続けやすい職場環境の整備に取り組もうとする意欲が感じられる事業所はまだ少ない。

■セクハラ等への対応についても、指針の見直しを知っているが、「問題はないので、防止策はしていない」が多い。

【参考】

・女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画届出状況(300人以下)
124社(H29.3.31 栃木県)

・女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定状況(30人以上)
1社(H29.3.31 栃木県)

・次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定状況
8社(H29.3.31 宇都宮市所在企業)

◎ 計画策定に向けた課題

課題A 性別による固定的な役割分担意識の解消、男性の家庭参画の促進が必要

・中高年男性における性別による固定的な役割分担意識は根強く、平等感には男女差があることから、各年代に合わせた意識の醸成を図るなどの取組が必要

(資料2-1①②)

・若年層における男性の家庭参画への意識の変化はみられるものの、男性は仕事を優先せざるを得ない状況があり、男性の家庭参画の妨げになることから、長時間労働の見直し等、男性や事業主などに対する意識を変革する取組が必要 (資料2-2⑤⑥)

課題B 働くことを希望する女性が働き続けられ、長期的なキャリア形成を可能とする就業、能力向上のための支援や職場環境の充実が必要 女性活躍推進法対応

・女性の就業継続や再就職、キャリアアップ支援のためには、保育環境の確保や能力向上に繋がる学習環境の整備が必要 (資料2-2⑤)

・女性の活躍を推進するためには、事業主の積極的な取組が必要であることから、事業所におけるポジティブアクションの推進や一般事業主行動計画策定に対する支援が必要 (II 本市の現状 5)

・誰もが希望どおりの生活スタイルを実現できるようにするため、働き方改革と一体となった多様で柔軟な働き方を促進する取組に対する支援や労働環境の見直しを推進していくとともに、事業所における独自の取組の推進に繋がるインセンティブについての検討が必要 (資料2-2⑥)

課題C 政策・方針決定過程への女性の参画促進が必要

・地域活動においては、災害時の対応にみられるように、生活者としての女性の視点が不可欠であることから、参加の促進に向け、市民協働の意識の醸成を図るとともに、情報提供方法の多様化が必要 (資料2-1③)

・審議会等における女性登用の働きかけが必要であるとともに、女性リーダーの育成が必要 (資料2-1④)

課題D 男女共同参画の視点に立った人権の尊重が必要

・女性に対する性的な暴力問題に対する未然防止や被害に遭った場合の早期相談の重要性に関する意識啓発等が必要 (資料2-2⑦)

・性差やライフステージに応じた正しい健康知識の理解促進が必要 (資料2-2⑧)

・他自治体などの動向を踏まえ、性的少数者等に関する理解促進を図るための調査研究が必要

(I 国、県、社会の動向 3 (3))